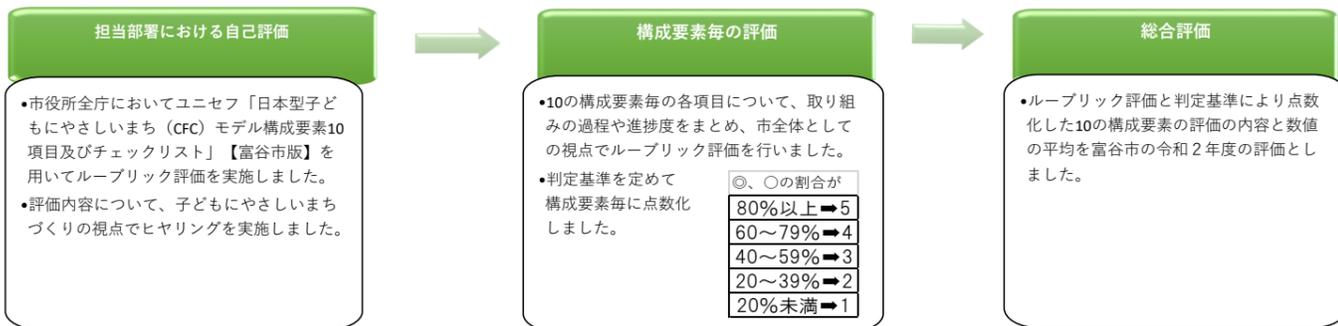


ユニセフ日本型子どもにやさしいまち(CFC) 構成要素による評価【富谷市】(令和2年度)

【評価の流れ】



構成要素	評価	評価理由及び根拠	R2評価を踏まえた今後の取り組み
1 子どもの参画	3	子どもの権利条約12条の原則を反映し、子どもの意見を尊重する啓発活動の推進、子どもに影響を与える事柄についての相談、赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮される体制及び地域・学校・家庭をつなぐ取り組み等概ね行われている。しかし、子どもに関わる分野における職員研修、特定の属性がある子どもたちを対象とする議論への参画の機会、子どもたちに影響を与える行政上の手続きにおいての意見を聴かれる権利など検討段階のものも多い。	市役所職員向けに「子どもにやさしいまちづくり」の視点を取り入れた研修の実施、市民に対しては子どもの意見を尊重することの大切さ等を啓発していく。また特定の属性がある子どもたちの意見を反映する仕組みについて検討していく。 担当部署で策定する計画立案時にパブリックコメントを行う際には、子どもにもわかりやすい表現、子どもの目に触れる工夫等を検討していく。
2 子どもにやさしい法的枠組み	3	法律が地方自治レベルでどのように子どもに影響を与えているかの検討や、条例等の見直しにあつての第三者等の参加については行われている。しかし、各条例が子どもの人権尊重がなされているかの検証、子どもに影響を及ぼす条例への子どもの権利条約の4つの一般原則の適切な形で反映、子どもたちが権利侵害に対する救済を確保するための手続きができるようにするための見直しはなされていない。	令和4年度策定予定の「子どもの貧困対策計画」の中で困難な状況に置かれた子どもたちの支援について検討していく。また、各計画の計画策定時や見直し時に子どもの権利条約の反映を促していく。 権利侵害に対する救済の確保、権利擁護や苦情申し立ての手続き等については、他自治体等を参考にしながら検討していく。
3 子どもの人権を保障する施策	4	市の総合計画に「子どもにやさしいまちづくり」の視点を組み込む意向や幅広い協議はされており、市全体として推進していく基盤は整っている。 一方で、貧困や虐待など育つ環境に課題を抱える子ども達に対する計画については、具体的に示されていない。	各計画策定時において、子ども向けのパブリックコメントを実施するなど、子どもの意見を十分に取り入れる機会を持つ。令和4年度に設置される「子ども家庭総合支援拠点」を中心に育つ環境に課題を抱える子ども達の支援を検討していく。 また、「子どもの貧困対策計画」策定においても、念頭に置き、計画の中に取り入れることを検討していく。
4 子どもの人権部門または調整機構	4	全庁的に「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくために、子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議が設置されている。また、全課においてユニセフ「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目」を評価することにより、職員の意識の醸成が行われている。市長部局である子育て支援課、子育て支援センターが事務局となっているが、関連部署との調整も図りやすく権限行使が可能となっている。子どもの意見を直接聴く場として、市民協働課が主体となり毎年「とみやわくわくこどもミーティング」を開催し、市内小学生と市長の意見交換が行われている。子どもの意見を聴くだけでなく子どもの意見を行政に反映することにも意識している。	事務局である子育て支援課、子育て支援センターが中心となり、毎年、推進庁内連携会議を開催し、関係部署と協議しながら「子どもにやさしいまちづくり」の推進を行っている。担当部署の事業を進めて行くうえで子どもの視点が優先的に考慮されるよう、チェックリストによる評価を含めたPDCAサイクルに取り組み、全庁的に「子どもにやさしいまちづくり」を推進していく。
5 子どもへの影響評価	4	子どもたちへ与える影響を評価するためのプロセスにおいて、子どもたちの声が考慮される手続きや、子どもへの影響評価、外部評価については、実施されており、子どもへの影響を評価することについての意識が浸透していることが窺える。これらの項目が定着することによって、配慮が必要な子どもを取り残さず、すべての子どもを対象とした各事業における具体的な検討が可能になると見込まれる。一方、評価プロセスへの子ども自身の参加については実施に至っていない場合が多く、次年度以降どのように具体化していくかが今後の課題と考えられる。	「子どもにやさしいまちづくり」の理念について共通理解を図り、評価するための制度的なプロセスにおいて、子どもたちの参加や不利な立場にある子どもたちの状況が考慮され評価される仕組みについて今後検討していく。
6 子どもに関する予算	2	子どもに関する予算は確保され、必要に応じ見直しも行われている。また、公正を期すために市独自の予算を計上するなど担当部署で努力はしているが、子どもの予算の使途に関する評価や市全体の予算の中で子どもに特化した予算をまとめ、分析・評価するといった取り組みは行われていない。	子どもに関する予算については予算積算の段階で担当部署において検討していく。また、予算の使途についての説明等については、学校教育の場において子どもたちに説明をする機会が設けられるかどうかを教育委員会と協議しながら検討していきたい。広報等で子どもにもわかりやすい財政の仕組み等について掲載するなど検討していく。
7 子ども報告書の定期的発行	2	各課所管事業における統計データはあるが、「子どもにやさしいまちづくり」の進捗度を判断するために必要な情報収集が十分にできているかは精査が必要である。また、子どもに関する報告書はまだ取りまとめられていない。	事務局では、進捗度を判断するために必要な情報を精査し、不足している場合には、関連部署にデータ収集の働きかけを検討していく。 子どもに関する報告書等を参考にしたり、子どもの視点や子どもからの評価等を取り入れることができないかを検討していく。
8 子どもの人権の広がり	3	子どもの人権に関して、既存の計画に盛り込む検討はされており、人権擁護委員と連携したり、教育カリキュラムに組み込んで指導を行っている。 一方で、子どもの人権に関する研修は、教職員対象には実施されているが、それ以外の職員は受講の機会が少なく、子どもの権利認知度の定期的評価も行われていない。	子どもの人権に関する認識定着に向けて、市役所職員および子どものために働く人の任用部署とも連携しながら、研修会や意見交換を行い職員の意識醸成を図っていく。 子どもの権利の認知度の定期的評価については、評価の指標も含めて、実施に向け今後検討していく。
9 子どものための独立したアドボカシー	4	子どもへの支援を行うNPO等や業務を委託しているNPO等とも法の範囲内において相互の協議はされており、連携体制の整備などにおいては、概ね達成している。また、市や育成会が支援奨励している団体の活動は活発に行われている。 しかし、子どもの人権のためのオンブズマンについては、まだ検討されていない状況である。	今後も全庁的に企業やNPO等とのパートナーシップを発展させていく。 また、子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナーについて実践自治体に先行事例等の情報収集を行い、庁内での取り組みについて検討していく。
10 子どもにやさしいまちづくり宣言を基本とする取り組み(富谷市オリジナル要素)	5	子どもの権利条約に基づく「富谷市子どもにやさしいまちづくり」に関連する事業として、子どもを大切に育てるための取り組みや安全、安心の確保、子どもが遊ぶ、学ぶための環境整備、子どもの意見を市政に反映する事業等、市全体として5つの項目を意識しながら、取り組みを積極的に実施している。	「子どもにやさしいまちづくり宣言」の5つの柱となる担当部署の取り組みは継続していくと共に、子どもの意見を取り入れたり、子どもの視点を常に意識した事業を実施していく。 また、「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」を庁内のみならず、地域にもさらに広げていくための取り組みを検討していく。
総合評価	3.4	構成要素1～10の評価の平均	